

7 新食第 1672 号
7 新食第 1673 号
7 新食第 1674 号
7 新食第 1676 号
7 消安第 4397 号
7 消安第 4394 号
7 畜産第 1745 号
令和 7 年 10 月 22 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、北海道の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添 1 プレスリリース参照）、現在、北海道においては、本病のまん延を防ぐために、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）等に基づき、防疫措置が講じられているところです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（<https://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添 2 「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省としても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載するとともに、消費者、流通業者及び製造業者への家きんの肉及び卵の安全性に関する情報提供を含めた正確な情報の発信に努めてまいります。

貴会におかれましても、発生県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

本日、北海道の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。

これを受け、農林水産省は、本日8時00分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：北海道白老町

飼養状況：約45.9万羽（採卵鶏）

2. 経緯

（1）令和7年10月21日（火曜日）、北海道は、道内白老町の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

（2）同日、当該農場の鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

（3）10月22日（水曜日）8時00分、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年10月22日（水曜日）8時00分

場所：農林水産省第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4. その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室防
疫業務班

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

鳥インフルエンザについて^(注) 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されることが考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

〔補足〕

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
 - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
 - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

